

# 暴力追放だより

- 1面 ・第19回静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会  
・令和4年度三番町地区自治会連合会交通安全・防火・防犯大会
- 2面 ・第25回新通学区暴力追放・交通安全大会  
・特殊詐欺被害多発!!～サギ電話は必ずあなたのところにもかかってきます～
- 3面 ・暴力団追放!「三ない運動+1」の推進  
・暴力団に関する相談は暴追センターへ
- 4面 ・知っておこう暴力団対策 ～不当要求への対応要領～

令和5年3月 第37号

発行 静岡市暴力追放推進協議会

## 「第19回静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会」の開催

令和5年2月21日(火)、静岡市民文化会館中ホールにおいて、「第19回静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会」を開催しました。

この大会は当協議会が、静岡市、静岡市交通安全推進協議会、静岡市飲酒運転追放協議会との共催により毎年開催しており、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症等の状況を鑑みて約130人の規模で開催しました。

大会は2部制で行われ、第1部の冒頭で事件・事故の犠牲者に対して黙とうを行ったあと、田辺信宏市長が、「暴力団の資金獲得活動は日々変化しており、全国では特殊詐欺に関連した強盗事件も発生しております。本市では、警察、事業者、市民の皆様との連携をより一層深め、安全・安心に暮らすことができるまちづくりの実現に向け、暴力団の排除を推進していきます。」などとあいさつしました。

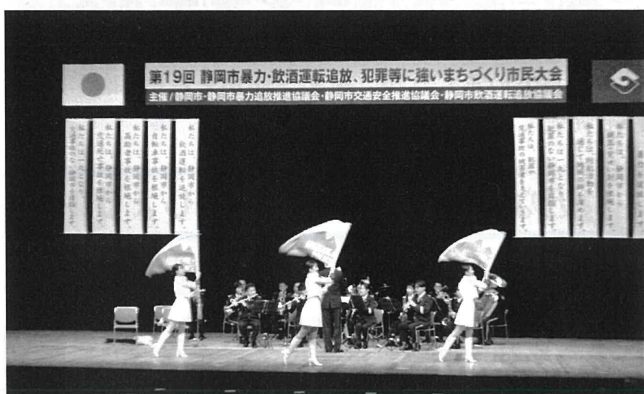


その後、市長・市内3警察署長から、静岡市学区・地区別無事故・無違反コンクールの優秀地区や交通安全功労者への表彰状の贈呈、交通安全及び防犯の活動に永く尽力されてこられた方々への感謝状の授与が行われました。

つづいて、来賓として出席いただいた北澤博静岡中央警察署長のあいさつ、参加者代表による「暴力・飲酒運転追放、交通安全、防犯、犯罪被害者支援」のスローガンが読み上げられました。

最後に「安全・安心なまちづくりの推進」、「交通事故のない明るいまちづくりの推進」が宣言され、第1部は終了しました。

第2部では、静岡中央警察署の警察官による交通安全講話のあと、静岡県警察音楽隊によるミニコンサートを行い、大会は終了しました。



## 「令和4年度 三番町地区自治会連合会交通安全・防火・防犯大会」の開催

令和4年11月5日(土)、番町小学校において、「令和4年度三番町地区自治会連合会交通安全・防火・防犯大会」が開催され、地域の大人や子ども約200人が参加しました。

大会は、自治会連合会長のあいさつや児童のことは等のあと、自転車安全講習会を実施し、静岡中央警察

署の警察官や交通指導員から交通安全について学びました。

今後も大会を継続し、交通安全や防火、犯罪のない明るく住みよい安心安全なまちづくりを呼び掛けていきます。

# 「第25回新通学区暴力追放・交通安全大会」の開催

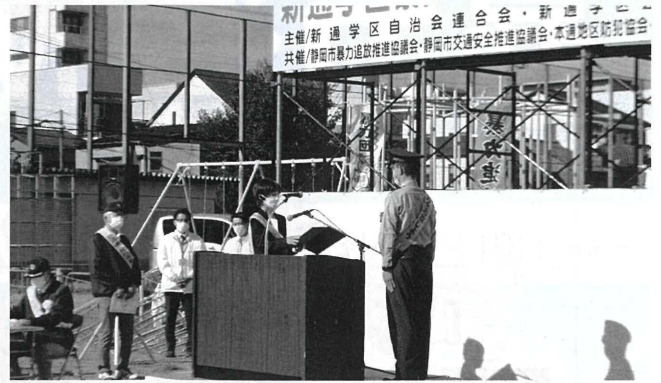
令和4年10月22日(土)、葵区新通公園において、「第25回新通学区暴力追放・交通安全大会」が開催されました。

この大会は、平成9年に新通学区内に暴力団事務所が進出してきたことをきっかけに、当時の新通学区連合町内会・連合婦人会が中心となって暴力追放決起大会として開催してきたもので、平成17年に暴力団事務所が完全撤退してからも「私たちのまちに暴力や犯罪はいらない、交通事故をおこさない」との強い意志により、住みよい街をめざして継続開催しています。

大会には、来賓として静岡中央警察署長・静岡県暴力追放運動推進センター相談員等協力機関代表者の方々を迎え、地元住民約300名の皆様の参加のもと、暴力や事故のない安心で安全に暮らせるまちづくりを目指す決意を新たにしました。



約300名の地域住民が参加



大会決議書が新通学区連合婦人会会長から静岡中央警察署長に手渡された



新通小学校シンフォニッククラブの子どもたちの演奏を先導として啓発パレードが行われた

## 特殊詐欺被害多発！！

～サギ電話は必ずあなたのところにもかかってきます～

静岡市内における特殊詐欺被害は、平成30年をピークに年々減少していましたが、令和3年からは増加傾向で推移しています。また、全国的には特殊詐欺に関連した強盗事件も発生しています。

### 電話機の防犯機能を強化しましょう!!

- 常に留守番電話に設定
- ナンバーディスプレイの活用
- 迷惑・悪質電話装置の活用
- ・静岡市消費生活センター(054-221-1054)では、通話録音装置の無料貸出事業を行っています。

※ 静岡市内在住の65歳以上の方がいらっしゃる世帯に限ります。  
また、貸出期間は最長3か月です。

### 身近な人と詐欺の話をししましょう!!

- 電話で「お金・カード・暗証番号」の話がでたら詐欺です。
- 本人以外にはお金・キャッシュカードを渡してはいけません。
- A T Mで保険料(還付金)は絶対に受け取れません。
- キャッシュカードを置いたまま他人の前から離れないでください。
- 高額なタンス預金はやめてください。



不審な電話があったら警察に通報してください。  
～あなたの通報が大事な人を守ります～

# 暴力団追放！「三ない運動<sup>プラスワン</sup>」の推進

## 暴力団を「恐れない」



恐れは「誤ったイメージから」恐れることは暴力団を助長させる。

## 暴力団に「金を出さない」



金が「腐れ縁」の元暴力団を支援・容認することになる。

## 暴力団を「利用しない」



全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です。

## 暴力団と「交際しない」



交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる。

暴力団が恐れているもの、それは、あなたの暴力団を恐れない「勇気」です。

## 暴力団に関する相談は暴追センターへ

公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターは、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（略称暴力団対策法）に基づき、暴力団のいない明るい社会をめざして設立されました。

同センターでは、暴力団を排除するための広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動、そして暴力団追放に向けた様々な支援活動など、困ったときの身近な「駆け込み寺」として活動しております。

### 事業内容

広報啓発事業	暴力団に関する相談事業 平日 8:30~17:00	保護・救済事業
組織離脱者に対する 社会復帰支援事業	暴力追放組織支援事業	少年に対する暴力団の 影響排除活動事業
情報収集・調査研究事業	暴力団事務所撤去、 差止請求関係事業	不当要求防止責任者 講習事業（無料）

## (公財) 静岡県暴力追放運動推進センター

〒422-8067 静岡市駿河区南町11番1号  
静岡・中京銀静岡駅南ビル4階

電話.054(283)8930

FAX.054(283)8940

ホームページ <https://www.shizu-boutui.or.jp>

メールアドレス [info@shizu-boutui.or.jp](mailto:info@shizu-boutui.or.jp)



# 知っておこう暴力団対策

## ～不当要求への対応要領～

### 1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、責任者に報告し、応接室等に案内する。



### 2 相手の確認と用件の確認

落ち着いた、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。



### 3 応対場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって応対できる場所(自社の応接室)等の管理権の及ぶ場所。

暴力団等の指定する場所や、粗事務所には出向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。



### 4 応対の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で応対し、役割分担を決めておく。



### 5 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」等告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても退去しない場合は、警察に不退去罪での被害届を出す旨を告げて連絡する。



### 6 言動に注意する

暴力団等反社会的勢力は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」等は禁物です。



### 7 書類の作成・署名・押印

暴力団等反社会的勢力は「一筆書けば許してやる」等と詫言や念書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。又、暴力団等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。



### 8 即答や約束はしない

暴力団等反社会的勢力の応対は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。

暴力団等反社会的勢力は、企業の方針の固まらない間勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。



### 9 トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が応対すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ。社長が会わない理由を言え」等と喰ってかかれます。



### 10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団等反社会的勢力が居座り続けることを容認したことになります。また、湯飲み茶碗等を投げつける等、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。



### 11 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。

相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



### 12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平素の警察、暴追センター、弁護士との連携が早期解決につながります。



公益財団法人 静岡県暴力追放運動推進センター

## 暴力団やけん銃に関する相談・情報は

### ● 静岡県警察本部組織犯罪対策課 ●

(054) 254-8930

### ● (公財) 静岡県暴力追放運動推進センター (8:30 ~ 17:00) ●

(フリーダイヤル) 0120-50-8930 (054) 283-8930

### ● 静岡県警察本部薬物銃器対策課 (けん銃 110 番) ●

(フリーダイヤル) 0120-10-3774 (054) 274-1810

静岡中央署 刑事第二課 組織犯罪対策係 (054) 250-0110

静岡南警察署 刑事第二課 組織犯罪対策係 (054) 288-0110

清水警察署 刑事第二課 組織犯罪対策係 (054) 366-0110